

室蘭基署発 0910 第1号
令和6年9月10日

労働災害防止団体 各位

室蘭労働基準監督署長
(公 印 省 略)

安全衛生通信（令和6年9月号）について

労働基準行政の運営につきまして、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、北海道労働局において職場の健康診断実施強化月間、及び粉じん障害防止総合対策強化月間を特集した「安全衛生通信【令和6年9月号】」リーフレットを作成し、広く周知することといたしました。

つきましては、当該リーフレットを送付いたしますので、貴団体の傘下会員事業場への周知について特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、別添のリーフレットは、次のURL又はQRコードからダウンロードできます。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html



【担当】

室蘭労働基準監督署 第二方面
電話 0143-48-4451



安全衛生通信

【令和6年9月号】

北海道労働局

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です。本月間を契機とした健康診断の適切な実施、以下を参考に異常所見がある者に対する医師等からの意見聴取及び必要な場合の事後措置の徹底をお願いします。

健康診断

所見有り

所見無し:健康診断個人票を適切に保管する。
健康保持増進のための取組を促進

医師等からの意見聴取→個人票に記載

就業区分		就業上の措置
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、作業の転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要があるもの	療養のため、休暇、退職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

健康診断実施後の措置

- 医師等からの意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換等の措置を講ずる。
 - 作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備
 - 医師等の意見の衛生委員会等への報告
- など

今年も10月1日～7日まで**全国労働衛生週間**が実施されます。（9月は準備期間）なお、本週間の実施要綱等は右の二次元コードによりダウンロードできます。



粉じん障害防止総合対策強化月間

「第10次粉じん障害防止総合対策」の実施事項である「粉じん障害防止総合対策強化月間」を本年9月も実施いたします。

本月間を契機に以下を含めた粉じん障害防止対策に取り組みましょう。

呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

粉じん保護具着用管理責任者に対し、次の呼吸用保護具の適正な選択及び使用、保守管理を行わせてください。

- ア 国家検定合格品の呼吸用保護具の使用
- イ 呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
- ウ 呼吸用保護具の保守管理及び適切な時期での部品交換と廃棄
- エ 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備するなど、フィルタの交換に関する管理

※ 粉じん保護具着用管理責任者の選任

作業場ごとに「**粉じん保護具着用管理責任者**」を労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任してください。

呼吸用保護具の着用について

呼吸用保護具を着用してから保護帽を着用すること。



第10次粉じん障害防止総合対策のリーフレット等は右の二次元コードによりダウンロードできます。



この情報の詳細については、管轄の労働基準監督署までお問い合わせください。